北本市公民館設置及び管理条例等の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 北本市公民館設置及び管理条例(昭和58年条例第17号)の 一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(休館日)

- 第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 毎月第4月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日であるときは、その翌日)
 - (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日
 - (3) その他教育委員会が管理上必要と認めた日 第5条の2を削る。

第6条第2号中「地区公民館」を「中央公民館以外の公民館(以下「地区公民館」という。)」に改める。

(北本市勤労福祉センター設置及び管理条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第4月曜日」の次に「(当日が国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日で あるときは、その翌日)」を加える。

- (1) 北本市勤労福祉センター設置及び管理条例(昭和53年条例第30号)第5条第1号
- (2) 北本市コミュニティセンター設置及び管理条例(昭和55年条例 第9号)第5条第1号
- (3) 北本市立集会所設置及び管理条例(昭和59年条例第17号)第 3条第1号
- (4) 北本市学習センター設置及び管理条例(平成6年条例第40号) 第5条第1号

附則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。